

請負事業者の労働災害防止について

令和 8 年 3 月 5 日

林野庁 近畿中国森林管理局
資源活用課

国有林内で事業を実施する事業主の皆様へ

労働災害防止に向けた緊急要請

国有林野事業においては、「第14次労働災害防止計画」及び「森林・林業基本計画」等を踏まえつつ、発注する造林・間伐、土木工事等に関し、あらゆる機会を通じて労働災害の防止に向けた取組を進めているところです。

しかしながら、請負事業等において、すでに5件の死亡災害が発生するとともに、休業日数4日以上労働災害が8月末時点で46件（前年同期33件、対前年度比139%）うち伐倒作業中は15件発生している状況です。重大災害の発生が続いており、これから事業の最盛期を迎えることを考慮すると、極めて憂慮すべき状況にあると考えています。本年度、発生した重大災害は、4月にチェーンソーで伐倒作業中に伐倒木とつるがらみになっていた木が倒れ激突したもの、5月にバックホウで作業中に地山と既設擁壁が崩れ転落したもの、ホイールローダーで崩土除去を行っていた際に路肩から転落したもの、8月には林地内移動中に転落したもの、9月にはフォワーダーが転落したものです。

また、全国的に、熱中症警戒情報が発表される地域があるなど暑さが続いている状況となっており、9月以降も平年より高温の日が多くなる予想のことから、暑い時間帯を避け、涼しい環境での作業を選択することやこまめな休憩、水分補給・塩分補給など、地域に応じた熱中症対策をお願いします。

重大災害の発生が続いている状況も踏まえ、発注者として労働災害防止を図るうえで事業主の皆様におかれましては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項について改めて再認識頂くとともに、労働災害による犠牲者を出さないという強い決意のもと、安全衛生活動を今一度総点検いただき、あわせて作業員に対しても基本的事項等について周知徹底し、労働災害の防止に努めていただくようお願いいたします。

令和7年9月

林野庁 国有林野部 業務課長

○労働災害の未然防止について

令和7年3月5日
近畿中国森林管理局

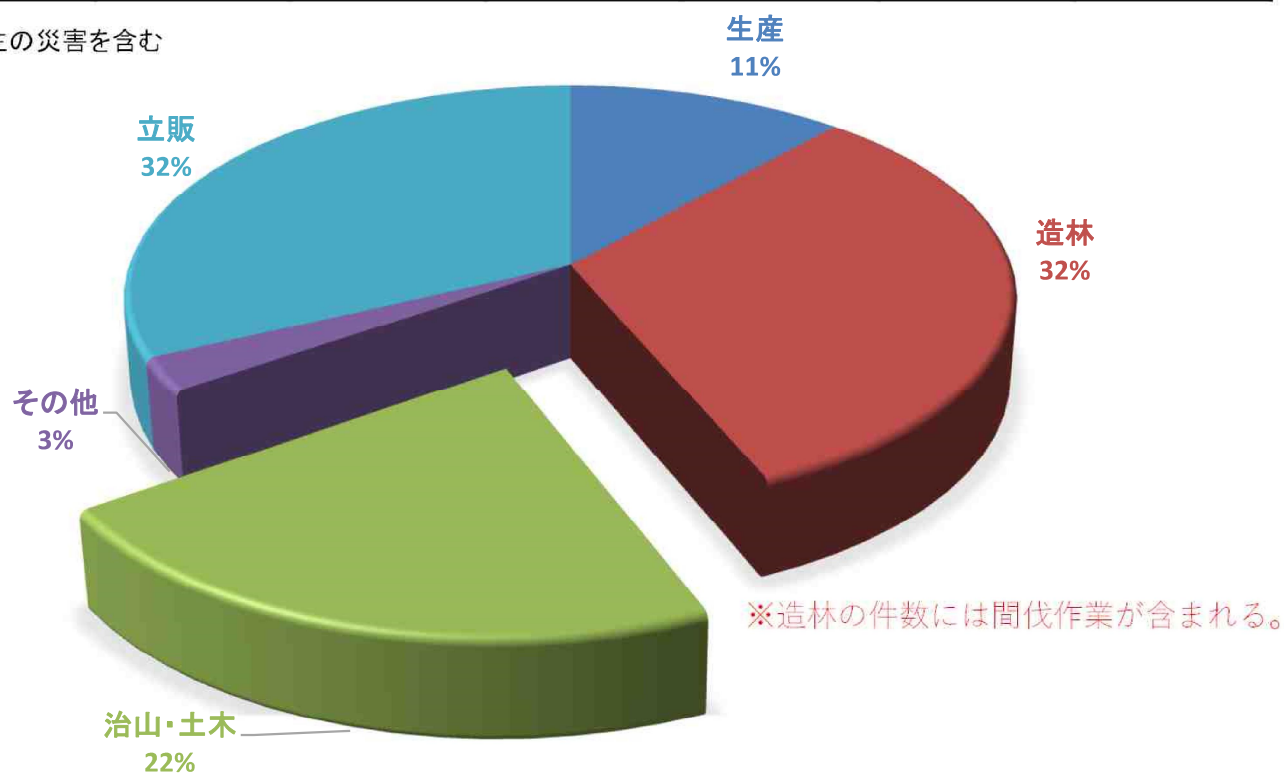
- ➡ 厚生労働省の報告では、林業における労働災害発生率は、依然として**他産業と比較して高い水準**にあることから、一層の労働災害防止対策を推進することが必要です。
- ➡ 国有林野事業における重大災害の発生状況（H25～R7）を分析しても、伐採を伴う事業に災害が多い傾向にあります。また、**治山・土木事業**においても、全体の**2割以上**を占めています。
- ➡ 治山・土木事業における災害は、**車両とともに転落**して被災するものが**5割以上**を占めています。
また、**足場等から転落**して被災したのも**2割強**を占めています。
- ➡ **令和7年度**は事業主の災害も含めると既に**6件発生**しており、**重機の転落が3件**を占めています。
- ➡ **基本手順等の遵守**及び**周囲確認の徹底**により防げた災害も多くあります。
過去の災害事例における教訓等を生かして、**類似災害を撲滅**しましょう！

○国有林野事業における請負事業者等の重大災害の発生状況（林野庁全体）

【平成25年度～令和7年度】

区分	請負事業				立販	計
	生産	造林	治山・土木	その他		
件数	9	25	17	2	25	78
割合	12%	32%	22%	3%	32%	

※事業主の災害を含む



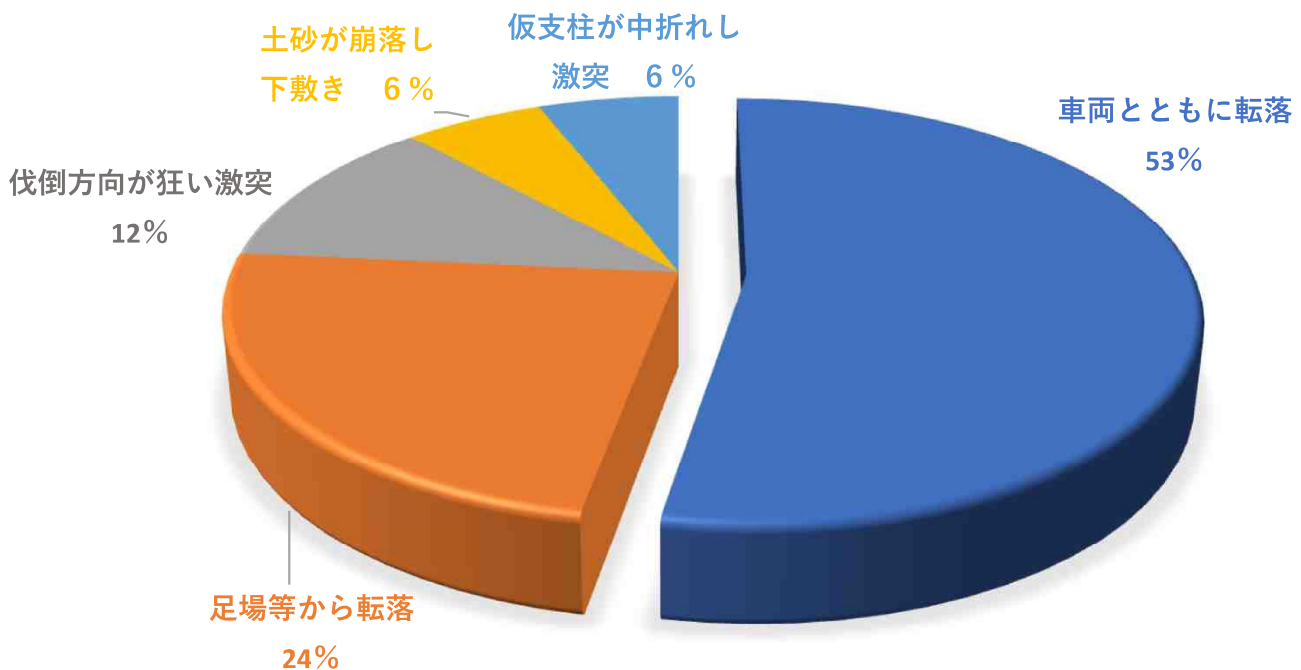
治山・土木事業は2割発生！

○治山・土木事業における災害の内容

【平成25年度～令和7年度】

災害内容	車両とともに 転落	足場等から 転落	伐倒方向が 狂い激突	土砂が崩落し 下敷き	仮支柱が 中折れし激突	計
件数	9	4	2	1	1	17
割合	53%	24%	12%	6%	6%	

※事業主の災害を含む



車両とともに転落したものが5割超！
今年度は、林道から重機の転落が2件発生。

令和7年度 請負事業等における重大災害の発生状況

令和8年2月20日現在

No.	局	事業の種類	発生日	性別	年齢	従事作業	概要（推定）
1	九州局	立木販売	R7.4.9	男	53	伐倒作業	伐倒作業時に、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていたヒノキ立木が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災。
2	四国局	林道	R7.5.14	男	62	掘削土砂の移動作業	バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、バックホウとともに転落し、転落したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより受災。
3	中部局	林道	R7.5.15	男	65	崩土除去作業	ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災。
4	東北局	造林	R7.8.19	男	62	下刈作業	下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手を駆け登ろうとしたところ、バランスを崩し仰向け状態で回転しながら滑落したことにより受災。
5	東北局	生産	R7.9.8	男	33	丸太運搬	被災者が、フォワーダで材を搬出するため、森林作業道を走行中にスイッチバック箇所方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落した後、斜面に激突しキャビン部分が押し潰され受災。
一	東北局	立木販売	R7.11.2	男	41	集材作業	被災者は、バケット付き木材グラップル機により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより受災したと推定され受災。
6	東北局	立木販売	R8.2.16	男	83	伐倒作業	【調査中】 つるがらみの立木を伐倒中、つるがらみとなっていた後方の立木が途中で折損し、被災者の頭部へ直撃したことにより受災。

注) R7.11.2に東北局で発生した立木販売（集材作業）の災害は被災者が事業主のため、労働災害としてカウントしない。

R 7 重大災害事例 No. 2 四国局（林道工事）

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概況)

<林 野 庁 集 計>

令和7年5月30日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	そ の 他	立 販	樹 木 採 取 権	計
本 年 度 累 計			2			1		3
前 年 度 同 期 累 計						1		1
前 年 度 計	3					5		8

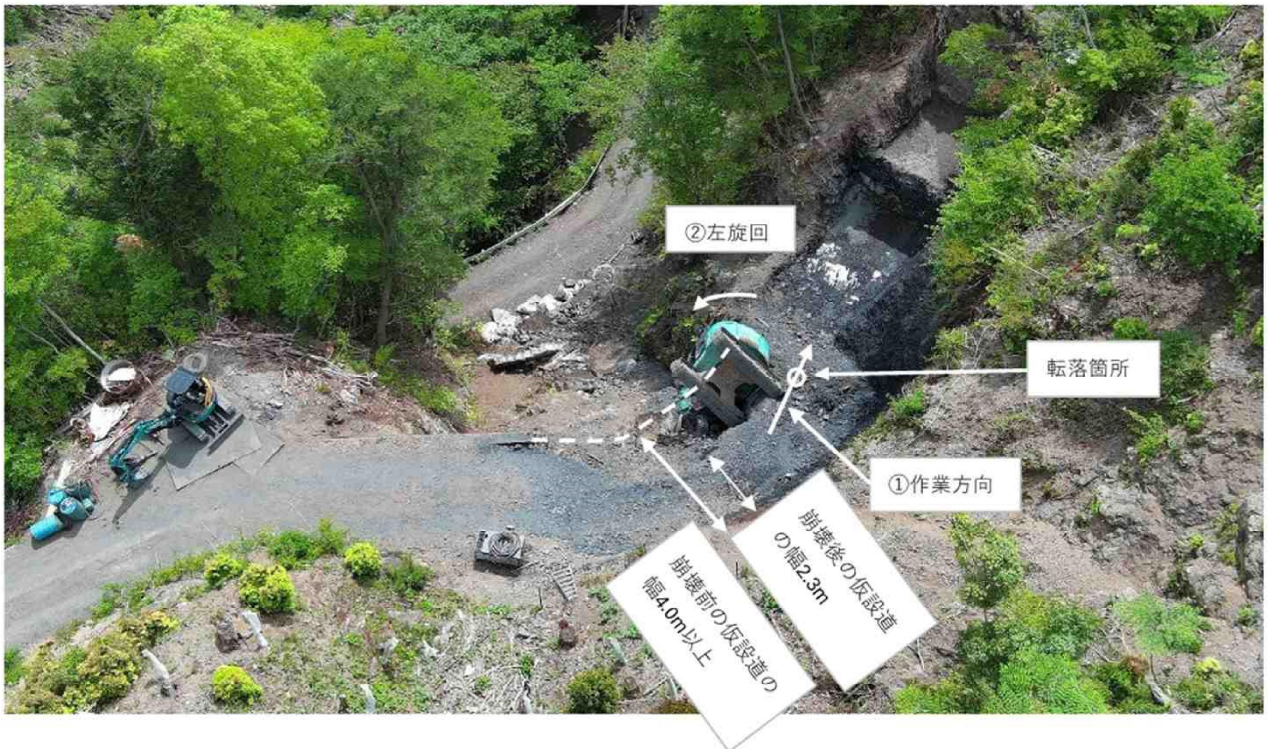
※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	四国森林管理局 高知中部森林管理署
2 事業の種類	林道工事（災害復旧事業）
3 災害発生日時等	令和7年5月14日（水）10時40分頃 発生 （死亡確認：令和7年5月14日14時47分 死因：第2胸椎同脊髄切断によるショック）
4 災害発生場所	高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班
5 契約相手方	高知県香美市物部町大橋1396 有限会社西野建設 代表取締役 西野 桂
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：62歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：健、厚、雇
8 従事作業	掘削土砂の移動作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は同僚A、Bと3名で、林道災害復旧工事箇所において、プレキャストコンクリートブロック積擁壁の地山掘削（床掘）作業に従事していた。</p> <p>当該工事は、既設の路側コンクリートブロック積擁壁（以下「既設擁壁」という。）の根入れ部分が浸食崩壊し、既設擁壁下部から路体が出たことから、既設擁壁を取り壊して新たにプレキャストコンクリートブロック積擁壁を施工するものである。</p> <p>7時45分頃、被災者と同僚A、Bはミーティングを行い、8時00分頃から被災者がミニバックホウ（山積0.08m³）で床掘作業を行うために作設した仮設道を移動し、10時20分頃まで作業を行った。</p> <p>10時20分頃から10時35分頃まで、同僚A、Bは、作業箇所付近の測量を行った。</p>

【ここからは推定】	<p>10時30分頃、被災者は、バックホウ（山積0.45m³）に乗り換えて作業箇所付近へ移動した。数回バックホウのバケットで掘削土砂をかき集めていたところ、10時40分頃、地山と既設擁壁が下方に動き出し、後方で見ていた同僚が咄嗟に危険を知らせた直後、被災者がバックホウを左旋回し始めた際にバックホウが谷側に横転した。</p> <p>バックホウは、谷側斜面に横転（反転）してキャタピラが上向きに、ブーム（作業装置の上腕部）とアーム（作業装置の前腕部）の接合部がV字に折畳まれた状態で地山斜面に突き刺さる様に停止し、被災者は、そのバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれ、アーム上につつ伏せ状態で発見された（被災直後、同僚が声をかけた時には応答があった）。</p> <p>被災者救出に当たっては、バックホウが急斜面に不安定な状態にあったことで、救出作業が難航し数時間を要することとなった。</p> <p>13時30分頃、楠ノ木林道上に引き上げられ、13時40分頃救急車で前田メディカルクリニックへ搬送された。</p> <p>14時47分頃、搬送先で死亡が確認された。</p> <p>被災者は、死因及び被災状況から、バックホウ横転時にキャビンから投げ出され（ドアは空いていた）、被災したものと推察される。</p> <p>また、関係者の話や被災状況から、ヘルメットは着用していたもののシートベルトは未着用であったと推察される。</p>
10 その他	

重大災害発生状況写真（1）

高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班

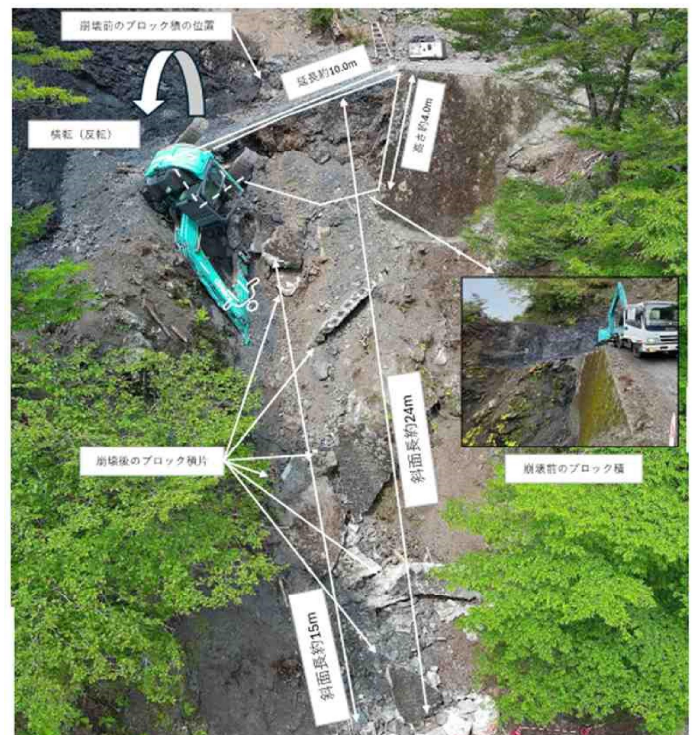


【概要】

災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面上に横転し、バックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより被災したものと推定。

【原因】

- ①何らかの原因により既設のブロック擁壁が崩壊したこと。
 - ②事業者が運転者にシートベルトを使用させるよう必要な措置を講じさせずに作業が行われたこと。
- により被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されていなかった可能性。



R7 重大災害事例 No.3 中部局（林道工事）

令和7年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業者等の死亡災害報告
(概況)

<林野庁集計>

令和7年5月30日現在

区分	生産	造林	林道	治山	その他	立販	樹木採取権	計
本年度累計			2			1		3
前年度同期累計						1		1
前年度計	3					5		8

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	中部森林管理局 岐阜森林管理署
2 事業の種類	林道事業（建設機械借上）
3 災害発生日時等	令和7年5月15日（木）14時39分頃発生（死亡：令和7年5月15日 死因：外傷性血気胸）
4 災害発生場所	岐阜県下呂市小坂町大洞 大洞国有林 若柵椹谷林道（下）
5 契約相手方	岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地 金子工業株式会社 代表取締役社長 金子 健一郎
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：65歳 性別：男性 雇用区分：臨時雇 社会保険等加入状況：－
8 従事作業	ホイールローダーによる崩土除去作業
9 災害の概況	<p>当日被災者は、ホイールローダオペレーター（被災者）、写真管理兼交代オペレーター（同僚）の2名体制で作業に従事していた。</p> <p>被災者は、当日の作業を終了し昼の休憩をとった後、翌日に別の林道の崩土除去作業を予定していたため、ホイールローダーを当該林道の入口付近へ回送し、同僚は通勤車両（ハイラックス）にて追従していた。</p> <p>14:39頃、同僚は、被災箇所（若柵椹谷林道（下）起点より3,850m付近）のカーブ付近で被災者が運転するホイールローダーが前後しているのが見えたことから、約30m後方で待機した。待機場所からは、カーブで見通しが悪かったことや、谷側のかん木なども障害となり作業全体を見通すことはできなかったが、林道にあった崩土の除去作業を行っている様子であった。ホイールローダーが、同僚の視界から見えなくなってから間もなく、大きな音が聞こえたため現場に近寄って見たところ、</p>

10 その他	<p>ホイールローダーと被災者が川に転落しているのを発見（高低差約13m、勾配50度）。法面を下りて被災者を川から引き上げた。被災者は、目立った出血はないものの、運転席から投げ出され、うつ伏せの状態でも頭部が川に入っており、意識はない状況だった（当該ホイールローダーにはシートベルトの装備はないものであった。）。</p> <p>14:50頃、同僚は、携帯電話の通話が可能な位置まで移動し、金子工業株式会社（以下、会社という。）へ連絡し、その後すぐに救急車の要請をした。</p> <p>14:55頃、同僚から連絡を受けた会社の社員より、岐阜森林管理署へ災害発生の連絡を行った。</p> <p>15:00頃、会社社員4名が事故現場に向かったが、現地までは救助車両の邪魔になるとの判断から現地手前の林道にて待機。</p> <p>15:35頃、救急車が災害現場に到着。救急隊員の判断で、ヘリコプターを要請。</p> <p>15:50頃、救急のヘリコプターが現地上空に向かう様子を、待機場所にいた社員4名が確認。</p> <p>17:00頃、救急のヘリコプターが現地上空より病院へ向かう様子を、待機場所にいた社員4名が確認。（待機場所より担架がヘリから下りてくる様子と被災者をピックアップしている様子が見えた。）</p> <p>17:40頃、消防署より被災者が下呂温泉病院に搬送されたとの連絡が会社があり、被災者の妻と会社社長が病院に向かう。</p> <p>18:10頃、被災者の妻、会社社長が病院に到着。</p> <p>18:40頃、病院にて処置を行ったが、被災者が亡くなった旨、被災者の妻より病院にいた会社社長に伝えられた。</p> <p>【以下、災害発生状況の推定】</p> <p>転落現場の状況から、被災者は、回送中、路面に残った崩土を路肩に寄せた後、ホイールローダーをバックさせた際に何らかの理由で操縦を誤り、路肩からホイールローダーと共に転落したと推定される。ホイールローダーは、シートベルトが装備されていないものであり、被災者は、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出されたものと思われる。</p>
--------	--

【概要】

被災者が、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災したものと推定。

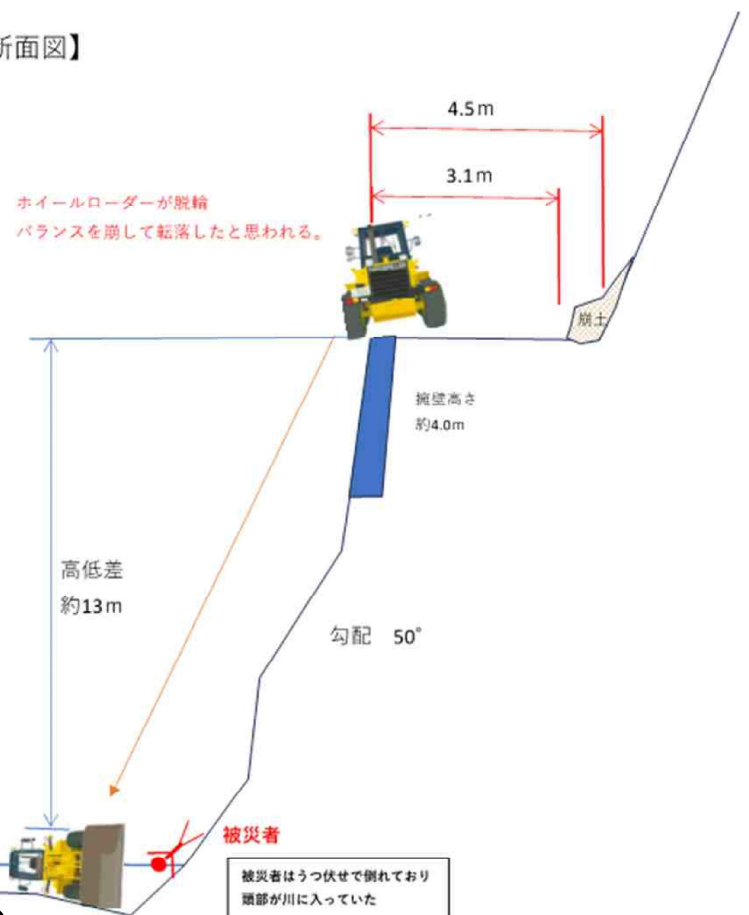
【原因】

- ①何らかの理由により操縦を誤ったこと。
 - ②誘導員が配置されていなかったこと。
 - ③事業者が運転者にシートベルトを使用させるよう必要な措置を講じさせずに作業が行われたこと
- により受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されていなかった可能性。

災害発生箇所 見取り図 若栃榎谷林道（下）



【断面図】



R7 重大災害事例 No.5 東北局（生産事業）

【概要】 令和7年9月8日発生 東北局 33歳
森林作業道のスイッチバック箇所ではフォワーダを方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、フォワーダが後進し設置していた転落防止柵（末木枝条を積み上げ、崩れないよう杭状の丸太を地面に埋めて固定していた）を突き破り、約50度の斜面を約40メートル転落し、フォワーダのキャビン部分が左側面から沢向かいの斜面に激突し押し潰されたものと推察



R7 重大災害事例（事業主）東北局（立木販売）

【概要】

被災者は、バケット付き木材グラップル機により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより受災したと推定。

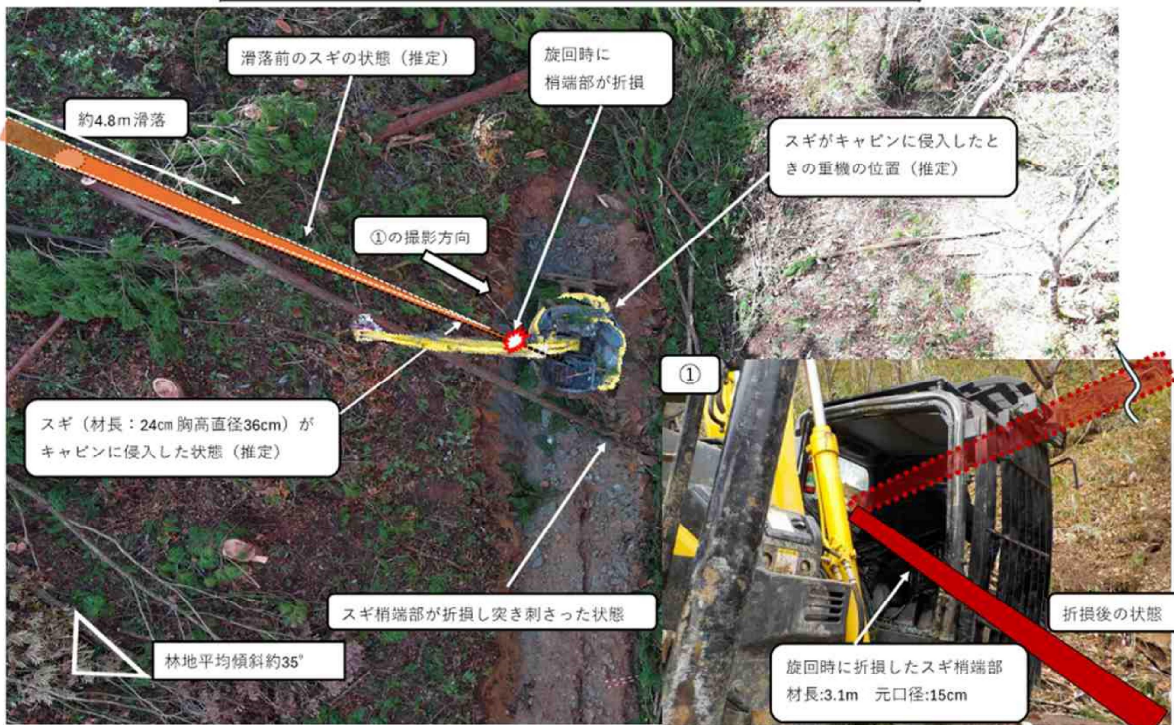
【原因】

- ①斜面上方の伐倒木を引き下げるときに伐倒木等が重機に接触しないような場所に重機を設置する措置を講じさせなかったこと。
- ②斜面を滑落しキャビンに進入した伐倒木を除去しようと運転席から離れる際に エンジンを停止する等の措置を講じさせなかったこと

災害発生箇所見取図（スギが滑落しキャビンに侵入した状況）

岩手県花巻市豊沢字南豊沢国有林544林班と1小班内

※写真の重機は、アーム等の位置を災害直後の状態から山側へ約90°回転させた状態を再現している。



令和6年度 請負事業等における休業4日以上災害発生状況（概要）

令和7年3月31日現在

番号	事業の種類	発生年月日	性別年齢	従事作業	傷病名	災害の概要
1	治山	R6.7.16	男58	清掃作業	右膝蓋骨骨折	被災者は、資材運搬路の清掃作業を実施するため、散水車に給水を実施。給水が完了したことから散水車の車止めを外したところ散水車が動き出し、被災者は動き出した散水車を止めようと運転席側に回り込み、止めようとしたが間に合わず、危険を感じて飛び降りた。飛び降りた際に右膝を骨折した。
2	治山	R6.7.31	男58	下山中	右膝関節捻挫	被災者は、現場から山を下る際に歩道の下り坂において、歩行中に足を滑らせて、約1.5m程度滑落した際、左足をついた瞬間に左足を捻挫した。
3	保安林整備 (本数調整伐)	R6.8.26	男72	伐倒作業	胸髄損傷・ 右大腿骨骨折	被災者は、同僚2名と本数調整伐を行っていた。（被災者は丸太筋工用の杭作成作業、同僚2名は伐倒作業に従事）同僚Aが伐採した立木が想定と違う方向（退避していた被災者の方向）に倒れ始めたことから、同僚Aは被災者に「危ない」と声をかけた。被災者は掛け声に反応し上部方向に移動したが、伐採木の根元が地面にパウンドした反動で再び倒れる方向が変わり、被災者背部を直撃して被災した。
4	治山	R6.9.7	男64	資材積込	左人差し指 不全切断	被災者は、撤去物資の積み込み作業をしていたところ、吊荷を介錯していた左人差し指がトラックに備えていた荷物落下防止用の単管パイプとの間に挟まれ不全切断した。
5	収穫調査	R6.11.3	男76	立木調査	右手親指切創	収穫区域表示（テープ巻き）作業中、手をついた岩と足元の岩が崩れて転倒し右側の胸部を強打した。また、その際鞘から脱落した鉋刃に右手親指を打ち付けた。

令和7年度 請負事業等における休業4日以上災害発生状況（概要）

令和8年2月28日現在

番号	事業の種類	発生年月日	性別年齢	従事作業	傷病名	災害の概要
1	治山	R7.5.13	男66	土砂運搬作業	背骨骨折	被災者は、10トンダンプで土砂運搬業務に従事しており、土砂運搬後、空荷で山腹工の現場へ向かっていたところ、運転操作を誤り、林道擁壁から3m下の川に転落し被災した。
2	造林	R7.7.24	男47	下刈 (機械刈払い)	右足くるぶし 上部切創	被災者は、刈払い機による下刈作業に従事していたところ、使用していた刈払い機の刈刃が破損し飛来し、右足くるぶし上部に当たり、被災（切創長さ5cm・深さ1cm）した。
3	治山	R7.7.25	男49	流路工脱型作業 (歩行中)	右手首・ 左肩骨折	被災者は、当日の作業を終え、帰宅のため施工中のコンクリート帯工上部を歩行中、段差0.5mを下りた際、足元に踏み台代わりに設置されていた土嚢（高さ0.2m）上で足を滑らせ、3.5m滑落し被災した。
4	生産	R7.8.2	男40	玉切り	左足甲 挫減傷	被災者は、片足を伐倒にかけ玉切りをした際、足をかけていた伐木が揺らぎ、バランスをくずしチェーンソーが左足甲にあたり被災した。
5	造林	R7.8.30	男37	下刈 (機械刈払い)	左足甲切創	被災者は、風倒被害木として横たわっていた丸太（直径20cm、長級8m）に左足を乗せて刈払い機による下刈作業に従事していたところ、足を滑らせバランスを崩し、転倒した際に反射的に下刈り機を引き寄せたため刈刃が左足の甲に当たり被災した。
6	治山	R7.9.2	男32	測量設計	右上腕骨折 左手首複雑骨折 ほか	被災者は、資材運搬路において現況測量の支障となる谷側路肩の草を刈り払っていたところ、足を滑らせ垂直の擁壁から9m落下後、斜面を15m位滑落し被災した。

○建設業においては、
墜落・転落災害が約6割発生
〔※厚生労働省「労働災害発生状況」（2018年～2022年）〕

墜落・転落災害防止のポイント

※公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会リーフレット「建設現場の災害をなくしましょう！」より抜粋

👉 1. 脚立を使用しての作業

- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

☞ 2. はしごの昇降

【移動はしご】

- ① はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位を防止する措置をとる（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

☞ 3. 可搬式作業台を使用しての作業

- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ④ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑤ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

☞ 4. 足場上での作業

- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には、必ず職長等責任者の了承を得てから行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）
- ④ いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められないので、ブラケット足場を設置し、手すり等に安全帯を使用して作業する。

※令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されていますのでご注意ください。

👉 5. 墜落制止用器具の使用

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

- ①取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ②安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

※フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できないとされていますのでご注意ください。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されています。

👉 労働安全衛生規則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から施行されています。それ以外の規定は令和5年10月から施行されています。

※詳細は別添リーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」をご覧ください。



令和8年3月1日から31日まで、「建設業年度末労働災害防止強調月間」です。引き続き、労働災害防止対策をお願いします。

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

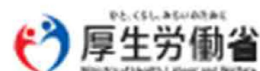
- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
 ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
 については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、遠隔監視やパディ製の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定常連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

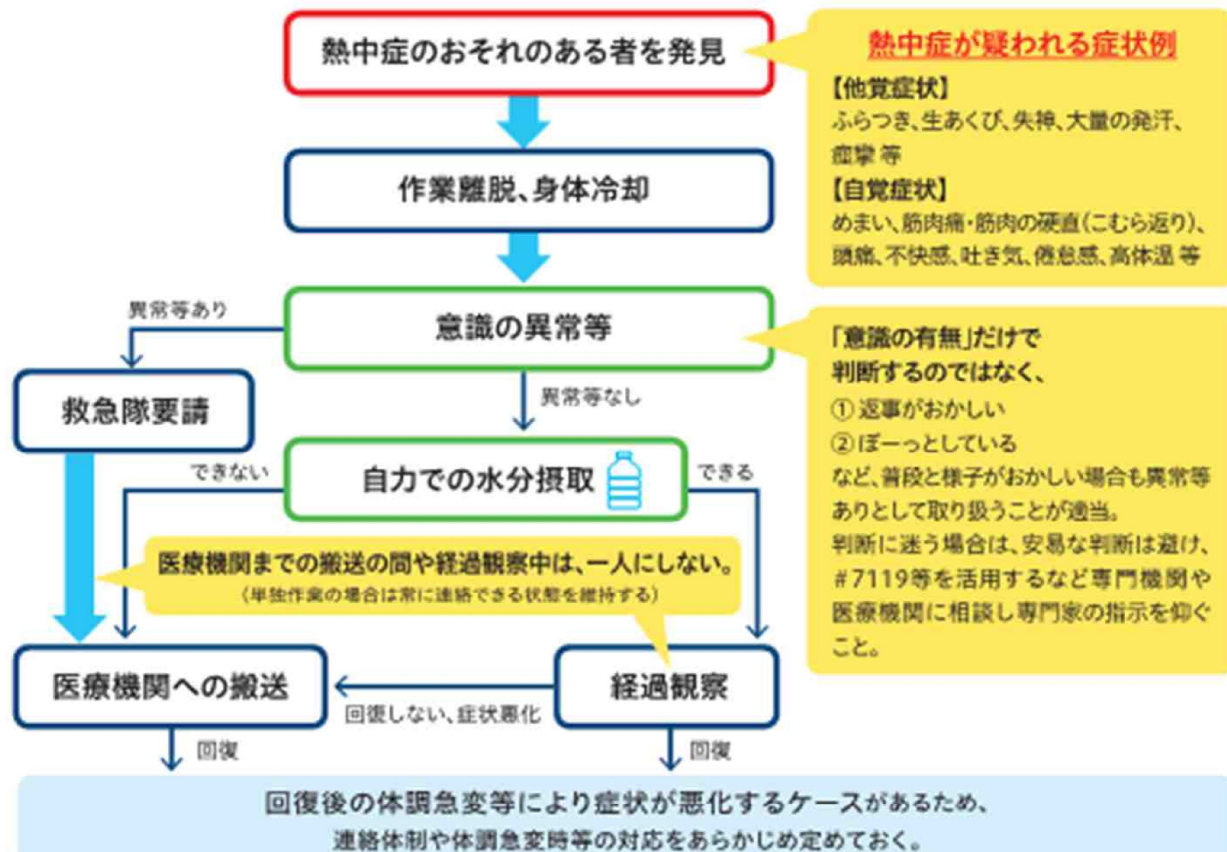
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

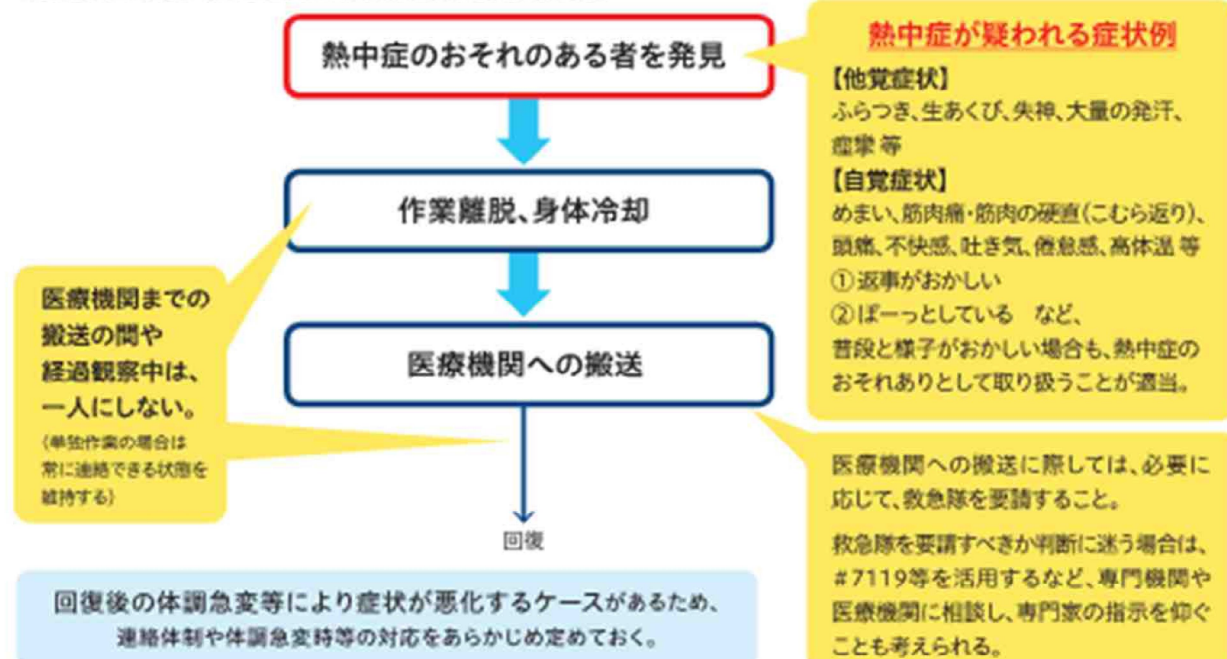
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





無事故・無災害で、新しい春を!

2026年
3月1日~31日

建設業年度末
労働災害防止強調月間